



目次	ページ
規則	
高知県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1
高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	1
告示	
新たに生じた土地の届出(3件) (市町村振興課)	1
新たな字区域画定の届出(3件) (")	1
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (福祉指導課)	2
大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営流通課)	2
保安林の指定予定の通知 (森林整備課)	3
地籍調査の事業計画の定め (土地対策課)	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)	4
道路の区域変更(2件) (道路安全利用課)	4
道路の供用開始(2件) (")	5
高知県収入証紙売りさばき人の主たる事務所の所在地等の変更 (出納課)	5
公告	
換地処分の届出(十和村) (担い手支援課)	5
土地改良区の役員の就退任 (耕地課)	5
土地改良区の定款の変更の認可(2件) (")	6
高知県人事委員会公告	
平成17年度高知県職員採用上級試験の実施	6
平成17年度高知県警察官A男性及び高知県警察官A女性採用試験の実施	7
高知県労働委員会告示	
労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定	8

規 則

高知県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第81号
高知県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則
高知県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例(平成16年高知県条例第56号)附則に規定する改正規定の施行の日は、この規則の公布の日とする。

高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第82号
高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
高知県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年高知県規則第59号)の一部を次のように改正する。
別記第2号様式の(その5)中「生活改良普及員」を「水産業普及指導員」に改め、同様式の(その6)中「高齢者活動資金用」を「女性・高齢者活動資金用」に、「水産業改良普及員」を「水産業普及指導員」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

告 示

高知県告示第407号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、土佐市長から公有水面の埋立てによって、次のとおり同市の区域内に新たに土地を生じたことについて届出があった。
平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

公有水面埋立地の場所	面 積
土佐市宇佐町宇佐字橋田濱2752の4及び2752の7の地先	4,357.08平方メートル

高知県告示第408号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、宿毛市長から公有水面の埋立てによって、次のとおり同市の区域内に新たに土地を生じたことについて届出があった。
平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

目次中 印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。
定 価 1部1月 3,700円(郵送料を含みます。)

公有水面埋立地の場所	面 積
宿毛市樺字樺新港703から705までの地先	16,448.46平方メートル

高知県告示第409号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、宿毛市長から公有水面の埋立てによって、次のとおり同市の区域内に新たに土地を生じたことについて届出があった。
平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

公有水面埋立地の場所	面 積
宿毛市宇須々木字西港1917の1、字籠ヶ谷山1672の13、字船蔵68の1、68の12、68の13の地先	19,385.93平方メートル

高知県告示第410号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、土佐市長から次のとおり公有水面埋立地の区域を同市の新たな字の区域に定めたことについて届出があった。
平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

公有水面埋立地の場所	面 積	字の名称
土佐市宇佐町宇佐字橋田濱2752の4及び2752の7の地先	4,357.08平方メートル	宇佐町宇佐字橋田濱

高知県告示第411号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、宿毛市長から次のとおり公有水面埋立地の区域を同市の新たな字の区域に定めたことについて届出があった。
平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

公有水面埋立地の場所	面 積	字の名称
宿毛市樺字樺新港703から705までの地先	16,448.46平方メートル	樺字樺新港

高知県告示第412号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、宿毛市長から次のとおり公有水面埋立地の区域を同市の新たな字の区域に定めたことについて届出があった。

平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

公有水面埋立地の場所	面積	字の名称
宿毛市宇須々木字西港1917の1、字龍ヶ谷山1672の13、字船蔵68の1、68の12、68の13の地先	19,385.93平方メートル	宇須々木字西港

高知県告示第413号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成16年12月31日	糸田滋 高知市越前町二丁目6-20	くめた薬局 吾川郡吾川村大崎395 居宅療養管理指導
平成17年1月31日	葉山村 高岡郡葉山村永野471-1	葉山村国民健康保険杉ノ川診療所 高岡郡葉山村杉ノ川甲38-3 居宅療養管理指導
"	社会福祉法人葉山村社会福祉協議会 高岡郡葉山村姫野々431-1	葉山村社会福祉協議会指定訪問介護事業所 高岡郡葉山村姫野々431-1 訪問介護
平成17年3月31日	須崎市 須崎市山手町1-7	須崎市居宅介護支援事業所 須崎市山手町1-7 居宅介護支援事業
"	大正町	大正町国保直営田野々診

	幡多郡大正町田野々459-1	療所 幡多郡大正町田野々190 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 短期入所療養介護 介護療養型医療施設
平成17年4月28日	株式会社徳増工業 室戸市浮津二番町65	訪問介護ステーションまごの手 室戸市浮津二番町65 訪問介護
"	株式会社徳増工業 室戸市浮津二番町65	居宅介護支援事業所愛の手 室戸市浮津二番町65 居宅介護支援事業

高知県告示第414号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営流通課に提出することができる。

平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役社長 越智 壯
- (2) 届出者の住所
東京都台東区上野七丁目14番4号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
四万十ショッピングガーデン
四万十市具同字八反田3189番2外35筆
- (4) 変更した事項
ア 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) (仮称) 四万十ショッピングガーデン
中村市具同字八反田3189番2外35筆
(変更後) 四万十ショッピングガーデン
四万十市具同字八反田3189番2外35筆
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社かもめ	中村 信輔	高知市旭町三丁目57-1
株式会社西松屋チェーン	大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄266-1
株式会社ファーストリテイリング	玉塚 元一	山口市大字佐山717-1
株式会社ワークウェイ	奥村 昭二	高知市百石町一丁目1-21
株式会社メガネトップ	富澤 昌三	静岡県静岡市伝馬町8番地6
株式会社マックハウス	栗原 勝利	東京都杉並区高円寺南三丁目3番1号
株式会社チヨダ	舟橋 政男	東京都杉並区成田東四丁目39番8

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社かもめ	中村 信輔	高知市旭町三丁目57-1
株式会社西松屋チェーン	大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄266-1
株式会社ファーストリテイリング	玉塚 元一	山口市大字佐山717-1
株式会社ワークウェイ	奥村 昭二	高知市百石町一丁目1-21
株式会社メガネトップ	富澤 昌三	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地6

株式会社マックハウス	栗原 勝利	東京都杉並区梅里一丁目7番7号
株式会社チヨダ	舟橋 政男	東京都杉並区成田東四丁目39番8
株式会社紀久屋	上田 久知	岡山県岡山市表町一丁目7-33
有限会社栄枝電化センター	栄枝 寿彦	高知県土佐市高岡町乙146番地

(5) 変更年月日

平成17年4月22日

(6) 変更理由

ア 大規模小売店舗の名称

正式名称が決定したため

イ 大規模小売店舗の所在地

市町村合併に伴い、市町村名が変更になったため

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(ア) 未定テナントが決定したため

(イ) 本社移転等により所在地が変更になったため

2 届出年月日

平成17年4月22日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営流通課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にとっては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第415号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

1 保安林予定森林の所在場所

高岡郡津野町北川字榎木1967の1、6372、字森屋式1993の1、1995の1、芳生野字石船丙4129の4、字長者小屋式乙1045、字ヨホキ乙1128、乙1133、字下モザコ乙4971の1、乙4982、構原町坂本川304（次の図に示す部分に限る。）、窪川町七里字長谷

乙1409の1、乙1409の6、乙1410の1、乙1411の1、乙1412

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字榎木1967の1・6372・字森屋式1995の1・字石船丙4129の4・字長者小屋式乙1045・字ヨホキ乙1128・乙1133・字下モザコ乙4971の1・乙4982・坂本川304・字長谷乙1409の1・乙1409の6・乙1410の1・乙1411の1・乙1412（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第416号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成17年度における地籍調査の事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
高知市	高知市鏡敷ノ山、鏡横矢及び鏡柿ノ又の各一部並びに浦戸	平成17年度中
安芸市	安芸市日ノ出町及び穴内乙の一部	〃
南国市	南国市領石の一部	〃
土佐市	土佐市谷地の一部	〃
須崎市	須崎市押岡の一部	〃
四万十市	四万十市横瀬、下田及び鍋島の各一部	〃

宿毛市	宿毛市戸内、芳奈及び山田の各一部	〃
土佐清水市	土佐清水市斧積、大浜及び松尾の各一部	〃
東洋町	安芸郡東洋町相間及び名留川の各一部	〃
奈半利町	〃 奈半利町下ノ池及び池里の各一部並びにシントメ、オベ谷、一本杉及び佐古谷	〃
安田町	〃 安田町瀬切、中里、船倉及び唐浜の各一部	〃
北川村	〃 北川村野友及び小島の各一部	〃
芸西村	〃 芸西村和食の一部	〃
赤岡町	香美郡赤岡町中部の一部	〃
香我美町	〃 香我美町下分の一部	〃
土佐山田町	〃 土佐山田町杉田及び佐竹の各一部	〃
夜須町	〃 夜須町夜須川の一部	〃
香北町	〃 香北町五百蔵、白川及び有瀬の各一部	〃
物部村	〃 物部村中谷川、仙頭、大栃及び山崎の各一部	〃
吉川村	〃 吉川村吉原の一部	〃
本山町	長岡郡本山町瓜生野の一部	〃
大豊町	〃 大豊町中屋、黒石、庵谷、船戸及び和田の各一部	〃
土佐町	土佐郡土佐町瀬戸の一部	〃

いの町	吾川郡いの町勝賀瀬、楠瀬、上八川下分、下八川十田、下八川丙及び下八川丁の各一部	〃
池川町	〃 池川町大屋、大平及び用居の各一部並びに楢原及び安居土居	〃
吾川村	〃 吾川村上名野川、下名野川及び長坂の各一部並びに中及び津江	〃
中土佐町	高岡郡中土佐町久礼の一部	〃
佐川町	〃 佐川町本郷、古畑、西山、峰及び丙の各一部	〃
越知町	〃 越知町片岡の一部	〃
窪川町	〃 窪川町見付及び金上野の各一部	〃
仁淀村	〃 仁淀村長者甲、長者乙及び長者丙の各一部	〃
日高村	〃 日高村沖名、本郷及び下分の各一部	〃
佐賀町	幡多郡佐賀町橋川、市野瀬、小黒ノ川、不破原、拳ノ川及び佐賀の各一部	〃
大方町	〃 大方町蜷川の一部	〃
大月町	〃 大月町平山、姫ノ井及び頭集の各一部並びに古満目	〃

高知県告示第417号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

1 宿毛市浦田

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	宿毛市平田町戸内字大駄場	1135 - 1
2	〃 〃 〃 〃	1135 - 4
3	〃 〃 〃 字浦田中ノ谷	1136 - 2
4	〃 〃 〃 字西尾林	6195
5	〃 〃 〃 〃	6196 - 3
6	〃 〃 〃 〃	6196 - 1
7	〃 〃 〃 字師高瀬林	6200 - 2
8	〃 〃 〃 〃	6200 - 1
9	〃 〃 〃 字西尾東ノ谷	1194
10	〃 〃 〃 〃	1202
11	〃 〃 〃 字浦田大道西	1042 - 5
12	〃 〃 〃 〃	1042 - 10
13	〃 〃 〃 〃	1042 - 1

(2) 区域

標柱1から13までを順次に直線で結んだ線、標柱13と1を市道浦田線に沿って結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成17年5月13日から2週間高知県土木部道路安全利用課及び高知県土佐清水土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市松尾字新浦515番5地先から 土佐清水市松尾字新浦514番6地先まで	新	3.80 ゝ 81.00	177.70
	旧	3.60 ゝ 11.00	235.90
土佐清水市松尾字カツチ川452番1地先から 土佐清水市松尾字新浦514番6地先まで	新	57.80 ゝ 62.00	23.00
	旧	57.80 ゝ 84.40	23.00

高知県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成17年5月13日から2週間高知県土木部道路安全利用課及び高知県土佐清水土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 清王新田貝ノ川
- 3 道路の区域

区 間	新 旧 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市貝ノ川字ウワミゾ423番1地先から 土佐清水市貝ノ川字坊ノ下627番1地先まで	A	3.80 ゝ 6.00	463.90
土佐清水市貝ノ川字	新		

ウワミゾ422番2地先から 土佐清水市貝ノ川字坊ノ下633番5地先まで	B	8.00 ゝ 24.20	559.60
土佐清水市貝ノ川字ウワミゾ422番2地先から 土佐清水市貝ノ川字坊ノ下627番1地先まで	旧	3.80 ゝ 11.60	478.20

高知県告示第420号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成17年5月13日から2週間高知県土木部道路安全利用課及び高知県土佐清水土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市松尾字新浦515番5地先から 土佐清水市松尾字新浦514番6地先まで	177.70	平成17年5月13日

高知県告示第421号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成17年5月13日から2週間高知県土木部道路安全利用課及び高知県土佐清水土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 清王新田貝ノ川
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市貝ノ川字ウワミゾ422番2地先から 土佐清水市貝ノ川字坊ノ下633番5地先まで	559.60	平成17年5月13日

高知県告示第422号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成17年4月10日から中村市及び幡多郡西土佐村を廃し、その区域をもって四万十市を設置したことに伴う高知県収入証紙売りさばき人及び売りさばき所の変更について、高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
(変更前) 幡多郡西土佐村江川崎2445-2
西土佐村
(変更後) 四万十市中村大橋通四丁目10
四万十市
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
(変更前) 幡多郡西土佐村江川崎2445-2
西土佐村役場
(変更後) 四万十市西土佐江川崎2445-2
四万十市西土佐総合支所
- 3 変更年月日
平成17年4月10日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、十和村から那呂島地区(那呂島換地区)の換地処分を平成17年3月31日に行った旨の届出があった。

平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、須崎市中氏土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員

平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

役名 氏名 住 所

役名 (退任)	氏名	住 所
理事	谷本 忠志	須崎市池ノ内 438
"	宮崎 幹夫	" " 44
"	岡崎 信孝	" " 316
"	大谷 富雄	" " 40
"	土居 尊英	" " 396
"	谷 和夫	" 下郷 51
"	横山 巖	" " 41
"	市川 隆志	" " 106
"	下元 靖之	" " 225
"	横山 博昭	" " 331
"	笹岡 昌弘	" 下分甲1308
"	吉岡 文男	" " 甲1354
"	笹岡 昭男	" " 甲1230
"	金山 純	" " 甲1499
"	笹岡 啓助	" " 甲1005
"	高橋 通夫	" " 甲 965
監事	坂本猪三男	" 池ノ内 460
"	横山 洋一	" 下郷 365 - 3
"	谷岡 保彦	" " 506
"	笹岡 正俊	" 下分甲1316

(就任)

理事	谷本 忠志	須崎市池ノ内 438
"	宮崎 幹夫	" " 44
"	岡崎 信孝	" " 316
"	大谷 富雄	" " 40
"	土居 尊英	" " 396
"	谷 和夫	" 下郷 51
"	横山 巖	" " 41
"	市川 隆志	" " 106
"	下元 靖之	" " 225
"	横山 博昭	" " 331
"	笹岡 昌弘	" 下分甲1308
"	吉岡 文男	" " 甲1354
"	笹岡 昭男	" " 甲1230
"	金山 純	" " 甲1499
"	笹岡 啓助	" " 甲1005
"	高橋 通夫	" " 甲 965
監事	坂本猪三男	" 池ノ内 460
"	横山 洋一	" 下郷 365 - 3
"	谷岡 保彦	" " 506
"	笹岡 正俊	" 下分甲1316

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土佐市岩戸出間土地改良区の定款の変更を平成17年4月26日に認可した。

平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土佐山田町明治土地改良区の定款の変更を平成17年4月26日に認可した。

平成17年5月13日

高知県知事 橋本 大二郎

人事委員会公告

高知県職員採用上級試験を次のとおり行う。

平成17年5月13日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

1 試験区分、採用予定人員及び勤務先

試験区分		採用予定人員	勤務先
事務職	行政	6名	知事部局等の本庁又は出先機関
	県立病院事務	2名	安芸病院、芸陽病院、幡多けんみん病院等
土木		1名	知事部局等の本庁又は出先機関
農業		2名	
建築		2名	
化学		2名	
建築設備		1名	
獣医師		1名	
薬剤師(県立病院)		1名	安芸病院、芸陽病院、幡多けんみん病院等

事務職種の受験者は、「行政」及び「県立病院事務」の二つの試験区分の中からいずれかを第1志望とし、他の試験区分を第2志望とすることができる。

なお、採用後の試験区分間の人事交流は、原則としてない。

2 職務内容

試験区分に応じた業務に従事することを基本とするが、専門分野及び適性に応じ、試験区分以外の業務(事務)に従事することがある。

3 受験資格

次の(1)から(4)までに該当する人

(1) 次のいずれかに該当する人

ア 昭和51年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた人(学歴不問)

イ 昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による4年制の大学等を卒業した人又は平成18年3月31日までに卒業見込みの人。ただし、獣医師については、昭和46年4月2日以降に生まれた人が受験できる。

(2) 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に掲げる人(準禁治産者を含む。)のいずれにも該当しない人

(4) 次に掲げる試験区分については、それぞれの要件を満たす人

ア 試験区分「獣医師」については、獣医師の免許を有する人又は平成18年3月31日までに取得見込みの人

イ 試験区分「薬剤師(県立病院)」については、薬剤師の免許を有する人又は平成18年4月30日までに取得見込みの人

4 受験手続

(1) 受付期間

平成17年5月16日(月)から同年6月2日(木)まで

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、室戸土木事務所、東部福祉保健所(安芸市)、中央福祉保健所(土佐山田町)、南国土木事務所、本山土木事務所、いの土木事務所、中央西福祉保健所(佐川町)、高幡福祉保健所(須崎市)、窪川土木事務所、幡多福祉保健所(四

万十市)、宿毛土木事務所、土佐清水土木事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所及び高知県名古屋事務所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

区分	種目	日時	場所
第1次試験	教養試験 専門試験	平成17年6月26日(日)午前9時から午後3時15分ごろまで	(高知市) 高知市棧橋通六丁目2-1 高知南高等学校 (東京都) 東京都文京区春日一丁目13-27 中央大学理工学部
第2次試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成17年7月25日(月)から同月29日(金)までの間に実施するが、詳しい日程等については第1次試験の合格通知に記載する。	高知市丸ノ内二丁目1-10 高知城ホール 高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎

6 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の総合点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種目	方法	内容
教養試験	五肢択一式	公務員として必要な大学卒業程度の一般知識及び知能についての筆記試験
専門試験	五肢択一式	それぞれの職務に必要な専門的知識、技術等についての筆記試験

		験
--	--	---

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験
口述試験	人物、人柄等についての集団討論及び個別面接による試験（個別面接は2回行う。）
適性検査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査
身体検査	職務遂行に必要な健康を有するかどうかについての検査（健康診断書の提出を求める。）

7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は7月上旬に、最終合格者の発表は8月中旬に行う。

8 任命等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて提示される。各任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成18年4月1日以降である。

(3) 任命に当たった考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとり任命が行われる。

9 給与

平成17年4月1日現在の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、170,700円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほか期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。ただし、県立病院の職員の給与については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の趣旨にのっとり経営状況を反映したものとなる。

10 試験成績の開示

この試験の受験者は、成績の開示を請求することができる。

11 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821 - 4641	高知市丸ノ内二丁目4 - 1 高知県庁北庁舎

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。

高知県警察官A男性及び高知県警察官A女性の採用試験を次のとおり行う。

平成17年5月13日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員
警察官A男性	42名
警察官A男性（武道指導）	柔道 1名 剣道 1名
警察官A女性	2名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事する。

また、武道指導については、上記のほか、警察官に対する柔道又は剣道の技術指導等の業務にも従事する。

3 受験資格

次の(1)から(5)までに該当する人

(1) 昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による4年制の大学等を卒業した人又は平成18年3月31日までに卒業見込みの人

(2) 日本国籍を有する人

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる人（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない人

(4) 試験区分「警察官A男性（武道指導）」については、次のいずれかに該当する人

ア 柔道の段位が3段以上（大学等を卒業見込みの人は、2段以上）であること。

イ 剣道の段位が4段以上（大学等を卒業見込みの人は、3段以上）であること。

(5) 試験案内に記載されている身体基準を満たしている人

4 受験手続

(1) 受付期間

平成17年5月16日(月)から同年6月2日(木)まで

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県警察本部警務課及び県内各警察署並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

区分	種目	日時	場所
第1次試験	教養試験 身体検査 体力試験 （武道指導の受験者を除く。） 実技試験 （武道指導の受験者に限る。）	平成17年7月10日(日)午前9時から午後5時ごろまで	高知市城北町1 - 14 高知小津高等学校 （試験の一部について、会場を移動する場合がある。）
第2次試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体精密検査	平成17年8月4日(木)から同月10日(水)ごろまでの間に実施するが、詳しい日程等については第1次試験の合格通知に記載する。	高知市棧橋通四丁目15 - 11 高知南警察署 高知市丸ノ内二丁目4 - 1 高知県庁北庁舎

6 試験の方法

(1) 第1次試験

種目	内容
----	----

教養試験	警察官として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能についての五肢択一式による筆記試験
身体検査	受験資格に定めている身体を有しているかどうかなどについての検査
体力試験	職務遂行に必要な体力及び運動能力を有しているかどうかについての検査
実技試験	柔道又は剣道について、武道指導者にふさわしい技能、気力、体力等を有しているかどうかについての実技試験

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	警察官として必要な識見、表現力等についての筆記試験
口述試験	人物、人柄等についての集団討論及び個別面接による試験(個別面接は2回行う。)
適性検査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査
身体精密検査	胸部疾患の有無その他についての検査

7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は7月中旬に、最終合格者の発表は8月下旬に行う。

8 採用

(1) 最終合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名簿(有効期間:原則として1年間)に登載されたうえ、警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定される。

(2) 採用は原則として平成18年4月1日の予定であるが、採用可能な人については、平成17年10月1日に採用される場合がある。

(3) 平成18年3月31日までに学校教育法による4年制の大学等を卒業する見込みで受験し、この試験に合格して採用候補者名簿に登載されても、平成18年3月31日までに卒業しなけ

れば、採用されない。

9 給与

平成17年4月1日現在の初任給は、185,900円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほか

10 共同試験

試験区分「警察官A男性」の第1次試験は、高知県が東京都(警視庁)及び大阪府と共同して実施するものであり、希望することにより、共同試験実施都府の第1次試験を同時に受験したも

のとして取り扱われる。
なお、第1志望の第1次試験に合格した人は、第2志望の第1次試験の合格者とはならない。

受験資格

都府名	年齢等	学歴
大阪府	昭和50年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男性	学校教育法による4年制の大学等を卒業した人又は平成18年3月31日までに卒業見込みの人
東京都(警視庁)	昭和50年7月12日から昭和63年4月1日までに生まれた男性	

11 試験成績の開示

この試験の受験者(高知県を志望した人に限る。)は、成績の開示を請求することができる。

12 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821 - 4641	高知市丸ノ内二丁目4 - 1 高知県庁北庁舎
高知県警察本部警務課	(088) 826 - 0110 内線2613、2614 (フリーダイヤル) 0120 - 032 - 376	高知市丸ノ内二丁目4 - 30

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。

労働委員会告示

高知県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定により、職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を平成17年4月21日に認定したので、次のとおり告示し、平成15年5月高知県地方労働委員会告示第2号(労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定)は、廃止する。

平成17年5月13日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

高知県企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合(組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。)については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
企業局	本局の次長、企業技術監 本局の課長、主任企画員及び課長補佐 事業所の所長及び次長